

<p>経済同友会 「今後のわが国税制のあり方について」 (2000, Vanguard-Journal)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ますます進行する高齢社会に備え、世代間の公平を確保し、財政問題へ対応していくため公的年金に係る税制の適正化を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プライマリー・バランスの回復のため、税制改革（税収拡大）は必要不可欠である。</li> <li>現行の公的年金に係る税制は、拠出段階及び運用段階において非課税であり、また給付段階においても手厚い公的年金等控除があるため、全体として非課税に近い状態にある。</li> <li>現在の年金制度が、実質的に世代間扶養すなわち現役世代の負担の下に維持されていること、また、すべての高齢者が必ずしも経済的弱者ではないとの現実を踏まえれば、何らかの見直しが必要である。</li> </ul>
<p>さくら総合研究所調査部 (1999. 8. 18)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出口部分における公的年金等控除・退職所得控除の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金等控除は、分類上必要経費に参入される。しかし、年金を受けていための経費は基本的にはゼロと考えてよい。必要経費という観点の存在意義はない。</li> <li>入口部分の優遇策として利用されている所得控除を廃止し、税額控除を採用すべし。</li> </ul>

佐藤進  
「高齢化社会の年金と税金」  
(福祉型税財政、1980)

- ・社会保険料は逆進的負担の実態から、少なくとも所得比例的な社会保険税ないし年金税に切り替えるべき。
- ・この社会保険税ないし年金税は、全国民に一率に給付される基本年金ないし基礎年金の財源を賄うものとし、高額給付の要求には、保険原に即した保険年金を存置することとして、公的保険と私的保険の税務上の取扱いの差の縮小につとめるべき。
- ・所得比例的な社会保険税ないし年金税の財源として附加価値税を導入することは、一般消費者に対する負担として所得に対し逆進的となるので、原則として反対。むしろ分類所得税を提案する。
- ・受給年金は原則として全額課税所得に参入すべきであり、高額所得者に有利な優遇措置は将来廃止の方向をめざすべき。
  - ・老人で稼得能力を失った者の生活保障のためには、税の優遇よりも給付の改善で対処すべく、老年者控除等も見直す必要がある。
  - ・年金所得を現行の10種の所得から独立させることも検討に値する。

佐藤 英明  
「年金生活者」と所得税負担  
(1996, 税研 65 号)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税法上の「公的年金等」には、公的年金と企業年金という性質の異なる「年金」が含まれおり、両者を分ける必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税負担の上で不公平が生じている(貯蓄の運用益等)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業年金については、退職一時金を入れた特別な年金控除の創設(例えば、勤続年数のうち年代に応じて遙増する退職所得控除額を設定し、退職年金に対する所得控除を廢止し、退職所得控除を年金化する)が考えられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働力の流動化に対応した年金制度の仕組みが必要</li> <li>・ 問題点も多い(勤務先が複数の場合、育児休業が一般的である場合等)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負担の公平、制度の簡素化という点から整理が必要</li> <li>・ 使用者から年金を受け取る場合、および厚生年金基金に関連する場合、および厚生年金基金に関連する場合も、拠出段階を含めて公的年金等として扱うべき。残りの制度については、利子所得と雑所得とに分ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業年金受給者が増えていく中で複数の所得分類を制度に持ち込むことは避けるべきである</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強制的な賦課方式による公的年金について所得税負担を求めるることは所得の再分配のさらにも分配であり、年金を増額し所得税を課税してもまた、年金を低く抑え、所得税を非課税にしても変わらない</li> <li>・ ただし、公的年金以外の資産性の所得を多額に稼得している者と年金生活者以外の納税との課税の公平をも考える必要がある</li> </ul>

<p>渋谷 雅弘 「公的年金の課税」 (日税研論集 37. 1997)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金と私的年金について、課税の整合性が言われるが、両者について同じ課税方法を採用する必然性はない。</li> <li>・公的年金課税は、公的年金制度によるグループ間再分配を個人のレベルで調整する再々分配として意義を有する。</li> <li>・年金給付の非課税論には根拠がない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私的年金は一種の貯蓄であるが、公的年金は貯蓄ではなく、現役世代から引退世代への再分配制度である。従って、公的年金における拠出は、貯蓄ではなく、一種の税として見るべきである。同様に、公的年金給付は、貯蓄の扱い戻しではなく、移転支出として見るべきである。</li> <li>・公的年金制度は、グループ間の再分配に重点をおくためか、各グループに属する個々人への配慮は乏しい。</li> <li>・年金給付は、受給者の経済状況とは関係なく行われるものであるので、単に社会保障給付であるといふだけでは、非課税とする根拠にはならない。老年者にとって、年金給付が増加するほど、必要となる追加的経費も増大するということにはなく、調整は、老年者控除等により配慮されるべき。</li> <li>・年金給付が財政支出であることと非課税の根拠にされるが、公的年金は、基本的には他の所得の有無にかかわらず給付されるのであるから、他の所得と合わせて累進課税を適用すべき。</li> <li>・一般的に、高い年金を受けているものは税の控除をほとんど必要としていないし、他方、年金の低いものは現行システムの控除から何ら便益を受けていない。</li> </ul>

<p>高山 憲之 「年金改革の構想」 (1992, 日本経済新聞社)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>老後生活に対する特別の公的支援には、支出控除制度で対応する一方、公的年金等控除のような収入控除や老年者控除・老年配偶者控除等の特別な人的控除は廃止をふくめて再検討すべき。</li> <li>税負担を求める際に配慮が必要と思われる医療費支払分・介護関連費・教育費等の支出に対して特別の支出控除を認める体系を組み合わせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得税負担の公平化をはかるためには、むしろ、だれにも適用される基礎控除等の一般的な人的控除で基本的生活費を勘案するようになります。全体を再編成する方が望ましい。</li> </ul>
<p>高山 憲之 「年金給付課税と退職金税制をめぐって」 (1994、高齢化社会における社会保障周辺施策に関する理論研究事業 ((財)長寿社会開発センター)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以上は公的年金等控除を廃止し、一律に老年者控除（控除額は引き上げる）で対応する。</li> <li>少なくとも公的年金等控除を 65 歳前後で大幅に変える必要はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の理由により、老後生活に対する公的支援は一般性の高い老年者控除または老人配偶者控除で対応するのが望ましい。             <ol style="list-style-type: none"> <li>65歳以上の受給世代と拠出世代の課税率バランスが崩れています。</li> <li>年金以外に他の所得がある者と公的年金だけの者の間で不公平がある。（特に自営業者グループと被用者グループとの間）</li> </ol> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>私的年金も公的年金と同様、拠出時非課税・給付時課税とする。具体的には、 《企業年金》</li> </ul>
	<p>①私的年金の掛金を社会保険料控除の対象に      ②積立金運用益は課税を給付時まで延期      ③特別法人税は廃止      ④財源確保のため、退職給与引当金を圧縮</p> <p>《個人年金》</p> <p>①税制適格の個人年金の創設（国年基金はアクセス制限の点で問題あり）      ②掛金は公私を含めた年金掛金の合計額の一定部分を控除      ③運用益は課税を給付時まで延期      ④給付時課税</p>

<b>地主重美</b> 「公的年金と租税 —国際比較の視点—」 (NIRA 「長期的な税制のあり方に関する研究・第4段階報告、1989)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金に対する課税は拠出非課税・給付課税という方式をさらに徹底すべきである。</li> <li>年金給付課税における所得控除は、低所得者には効果は薄く、高所得者ほど効果は厚くなり、垂直的公平を損なうことに注意すべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現役労働世代や将来世代に傾斜した過大な負担を緩和するため、保険料は非課税とすべきである。</li> <li>公的年金保険の給付が所得比例的要素を強く反映していることを考えれば、垂直的公平の点からも年金給付は原則として全額課税ベースに参入すべき。</li> <li>もつとも、給付時課税は稼得のない老齢退職者にとって過大な負担になるとの批判もある。しかし、           <ul style="list-style-type: none"> <li>①低所得時の課税でも税法上の控除が適用されるので、高齢者にとって本当に大きな負担になるのか疑問。</li> <li>②高齢者にもリッチな者が相当多いときに、高齢者を先駆的に低所得者層に分類するのはどうか。これらの者についても年金給付のかなりの部分を非課税にすれば、年齢階層内の所得格差を拡大させることになる。</li> </ul> </li> </ul>
---	--	---

<p>千葉稔 「年金増税問題とその批判」 (賃金と社会保障 947 号、 1986)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢（退職）年金への全面課税は以下の理由により妥当ではない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①社会保険料は形式的には保険料であるが、実体的には社会保険税である。租税に対する課税という二重課税は当然排除されるべき</li> <li>②公的年金給付は個人年金のような家計収入とは異なり公的な財政支出であり、それに対する課税は本来おかしい。</li> </ul> </li> <li>・ただ、給付実態では高額の年金額もあり、かつ他の資産所得を相当有する年金世帯もあることは無視できない。           <ul style="list-style-type: none"> <li>→非課税限度額を設け、一定額の年間所得のある世帯については、年金額を他の所得を総合合算する措置をとるべき。</li> </ul> </li> </ul>	<p>野口悠紀雄 「宮島洋著『租税論の展開と日本の税制』」 (「経済学論集」(書評)、1989)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年金課税につき支出税による課税方式（拠出控除と給付課税）を認めることは、かなりの財源を要し、現実には決して容易ではない。</li> <li>・現在の日本の税制は、企業年金も含め、私的年金については所得税の原則による課税が行われている。           <ul style="list-style-type: none"> <li>↓</li> <li>支出税原則を認めるならば、①企業年金のうち適格年金について、現在課されている特別法人税を廃止し、②個人年金の掛け金についての所得控除を現行水準より大幅に引き上げる必要がある。</li> </ul> </li> <li>・老後のための備えという観点からすると「年金」という形態のものだけを特別扱いにする理由は乏しい。</li> <li>・個人年金に支出税方式を認めるのであれば、老後のための貯蓄一般に対して、同様の方式を認めるべき。</li> </ul>
---	---

<p>野口悠紀雄他 「年金課税をめぐる諸問題」 「年金税制の改革に関する 提言」 (「望ましい年金税制のあり 方についての調査・研究」 経済政策研究所、1986)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金のみに老後保障を期待することは困難であるし、また望ましくもない。 →公的年金・企業年金・個人年金の適切なバランスを実現する必要がある。</li> <li>↓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金には以下の問題点がある。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①人口高齢化と年金制度の成熟化に伴い保険料率を著しく引き上げない限り、年金財政は維持できなくなる。</li> <li>②現在の年金受給者と将来の世代との公平を確保できなくなるおそれがある。</li> <li>③老後の生活保障という観点からは、老後生活が年金によつて保障されれば、老後のための自助努力が行われなくなり、貯蓄が減少する。</li> </ul> </li> <li>私的年金には以下の問題点がある。             <ul style="list-style-type: none"> <li>①予想外のインフレ等、経済のおおきな変動に対して年金の実質価値を維持することは容易ではない。</li> <li>②人々は近視眼的になりがちであるから強制加入でないと十分な備えをしないといふもある。</li> <li>③所得の低い人々は、仮に老後への準備の必要性を認識しても、それを実現できないことが多い。</li> </ul> </li> <li>そこで</li> <li>私的な手段による自助努力を政策的にいかにバックアップするかが、特に税制では重要。</li> </ul>
---	--	---

<b>野口悠紀雄</b> 「年金に関する課税」 (「現代日本の税制」、1989)	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税の公平及びバランスのとれた老後生活の保障体系の確立の観点から、以下のような見直しを行うべきである。       <ul style="list-style-type: none"> <li>①公的年金等控除を引き下げる、あるいは廃止する。</li> <li>②企業年金に対する特別法人税を廃止し、適格年金の従業員拠出分を全額所得控除とする。</li> <li>③個人年金についても、拠出の所得控除・給付に対する課税を認めるべきである。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の日本の年金課税体系は、年金の種類によって扱いが様々であり、全体として整合的なものではない。</li> <li>公的年金への課税は給付課税が不完全で企業年金や個人年金に比べ保護が手厚い反面、自助努力に対する税制は不十分。</li> <li>納税者の公平感覚や諸外国の制度との調和という観点からすれば、わが国の年金課税についても拠出時非課税・給付時課税という支出来の原則で制度を統一することが最も合理的である。</li> <li>公的年金の財政方式は実際にはむしろ税による移転の制度とみることもできる。その場合にも拠出時非課税・給付時課税が適当である。</li> <li>①拠出については、一種の目的税として控除を認めることが合理的。</li> <li>②給付については、高額の年金もあり、受給者が必ずしも社会的弱者とはいえないことから、貯蓄の引出しや給与の延払いではなく独立の所得として、他の所得と同様に課税することが適当。</li> </ul>
<b>橋本 恭之</b> 「年金改革と年金税制」 (租税研究 2000. 5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎年金部分の給付額は完全に課税すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2階建て部分は個人の自由に任せ、1階建て部分は税方式に移行して基礎年金部分だけにする。社会保険料は完全に廃止。生活保護費にも課税すべき。(今の生活保護費は受給者が少しでも働くと減額されてしまう。労働意欲を減退させる)</li> </ul>

八田達夫  
「高齢化対策としての直接  
税改革」  
（「直接税改革」、1988）

- ・公的年金制度を積み立て方式にすべき。

・積み立て方式には以下の長所がある。

①賦課方式にみられるような、世代ごとの人口の大小による理由なき所得再分配機能がなく、受給するときの若者に迷惑をかけずにする。

②重税感や税による労働阻害効果がない。

③受益に見合った社会保険料の大幅な引き上げもしやすい（賦課方式では保険料引き上げによる增收は自分ではなく現在の老人に使われてしまうおそれがあるとして、保険料引き上げに対する抵抗は大きい）。

・積み立て方式のもとでも、公的年金として強制貯蓄させる意義はある。

・公的年金を廃止し、各自が私的な年金として勝手に積み立てるにすれば、意図的に貯蓄を全部使い切って老齢期を迎えるような者に対し生活保護等で面倒を見なければならず、不当な財政支出を強いられる。

	<p>・積み立て方式に移行する場合、公的年金の第一世代に対する年金支払については国債を発行し、それを今後数世代かかつて償還すべきである。</p> <p>→永遠に国債を発行し続けるシステムである賦課方式をやめ、国債発行の打ち切り期限を明確にすべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金の第一世代は次の理由により、自らの積み立てによらず国から公的年金を受けられるといえる。</li> <li>①受給者の平均寿命が伸びたこと</li> <li>②核家族化</li> <li>③経済成長により老人と若い世代の所得格差が生じたこと</li> <li>④国の低金利政策のため、自分で老後のために貯金しても十分な収益が得られないといったこと</li> <li>・賦課方式は、若い世代の保険料を積み立てずには現在の老人のために使ってしまうことから、国が自転車操業的に赤字国債を発行し続けるシステムであり、高齢化時代の若者の収益率はマイナスになる。</li> <li>・もつとも、次の2点につき世代内所得再分配を認めるべき。</li> <li>①受給年金を課税対象所得とする。       <ul style="list-style-type: none"> <li>→公的年金に対する高い控除を取り除き、老人でも高額所得者には課税すべき。</li> </ul> </li> <li>②低所得者に対する保険料支払の減免措置（これらの実施には所得の正確な捕捉が必要）</li> </ul>
--	---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料滞納者に対しては、脱税とみなして取り締まり、厳しく罰し、そのうえで規定通り支払わせるべき。 →その代わり、保険料支払いに応じた年金支給は行わなければならない。</li> <li>・高齢化時代の一般会計の財源として、以下の点を検討すべき。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①老人の資産所得と相続に課税すべき。</li> <li>②婦人の労働市場参加を抑制する要因を除去すべき。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受給資格を喪失させるという罰則は公的年金制度設立の精神に正面から対立するものである。</li> <li>・老人一般の消費に間接税をかけるよりは世間的に成功し裕福な老人に課税するのが公平。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金支給開始年齢を引き上げ、退職年齢を上げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老齢者の多くが就業を続けることにより保険料収入や税収が増え、また年金支出が軽くなり財政支出が少なくなる。</li> </ul>

<p>林 宏昭 「年金課税の現状と課題」 (1999.4 総合税制)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的年金等控除を廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の就業が若年層と比較して困難であることから稼得力が弱いという側面もあるが、少なくとも、高齢者控除等も含めて現役世代と比較して一律に課税最低限を高く設定する必要性は弱い。</li> </ul>
<p>藤田 晴 「年金税制の改革」 (NIRA「長期的な税制の方に関する研究、1986)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金税制は次の方針に従つて見直しをすべきである。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①拠出・積立時非課税、給付時課税方式を基調にして、公正と効率の両条件を充足する統一的な年金課税体系を確立する。</li> <li>②老後保障のための自助努力・互助努力を政策的にバックアップし、活力ある福祉社会の確立に寄与する方向で、私的年金税制及び関連制度を整備する。</li> </ul> </li> <li>・公的年金については、老齢年金に関し非課税論があるが、以下の理由により反対。           <ul style="list-style-type: none"> <li>①わが国の公的年金給付は最低所得保障に限定されない。</li> <li>②将来は現役世代の年金保険料負担が極めて重くなる。</li> <li>・私的年金については拠出面および積立金運用面における課税の緩和と合理化を図ることが望ましい。</li> <li>・老後の安全保障という観点からすれば、年金より一時金を選択する傾向が強いのは問題なので、現在の寛大な退職所得の課税方式は引き継めの方向で再検討すべき。</li> </ul> </li> </ul>	

<p>別所 俊一郎 「社会保障制度と世代間の不平等」 (1998, 日本総研 JRR)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的私的年金を問わない拠出時運用時非課税、給付時課税の原則の徹底を柱の一つとし、公的年金等控除を廃止する方向で検討することが妥当。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者世帯の課税最低限は給与所得者と比べ、教育費負担等が少ないことを考慮すると高すぎる。ライフタイムでの租税負担が均等化されることが期待され、貯蓄を行う現役世代の負担軽減、分配率の基準からみた世代間の平等につながる。</li> </ul>
<p>堀 勝洋 「年金制度の再構築」(1997)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金に対する課税を強化すべき。</li> <li>公的年金に対する課税を減免することは問題。</li> <li>公的年金等控除の額を今後大幅に引き下げる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給付水準引き下げの効果を持つとともに、租税が課されている就労世代と均衡をはかる手段。</li> <li>障害者や高齢者が汗水たらしくて働いて得た給与所得には課税するが、そうではない年金所得に対する課税するというのは、むしろ逆。</li> <li>給与所得と年金所得とでは課税最低限が大幅に異なる。</li> <li>公的年金等控除額の引き下げや障害年金等に対する非課税措置の見直しに見合う分、老年者控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除の額を引き上げる。</li> </ul>

水野 忠垣  
「高齢化社会と年金税制」  
(日税研論集 37. 1997)

- 高齢者世代（年金世代層）にも負担を求める、これに対して勤労世代の負担を軽減していくべき。所得課税に代えて消費課税を増大させるべき。
- 年金問題は、勤労世代から老後に至る長期間の生涯設計であり、年金課税も生涯としてとらえる必要がある。
- 高齢化社会においては、老後のために、貯蓄を奨励することが社会的要請。一定期間の経済的利得を対象とする所得課税から、生涯所得を対象とする支出税の考え方を探るべき。  
(支出税の考え方)
- 年金問題は、勤労世代から老後に至る長期間の生涯設計であり、年金課税も生涯としてとらえる必要がある。
- 消費のうち貯蓄や投資にあてられたものは課税が繰り延べられる。
- 個人の消費パターンはだいたいにおいて一定。
- 勤労世代のように所得が多く、貯蓄のある時期においては課税が軽減される（退職後まで課税が繰り延べられる）一方、年金世代のように所得が少なく取り崩しが行われる時期には消費が多くなるので税負担が多くのくなる。

<p>吉牟田 熱 「年金課税の基本的あり方」 (1988, 年金と雇用)</p>	<p>昭和 62 年度年金税制改正を以下のように評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付段階においては、公私年金の税制格差是正、給与所得控除適用の不合理の是正等の改善が行われており高く評価できる。</li> <li>拠出段階においては、拠出世代と受給世代の負担のバランスをとり、公私年金の税制格差を減少させることが必要である。</li> <li>運用段階においても、包括所得税の観点から運用益の発生時課税を検討すべきである。</li> </ul>	<p>理念的年金税制には 2 つの基準がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括所得基準           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 拠出段階：課税</li> <li>運用段階：課税</li> <li>給付段階：非課税</li> </ul> </li> <li>・ 消費所得基準           <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 拠出段階：非課税</li> <li>運用段階：非課税</li> <li>給付段階：課税</li> </ul> </li> </ul> <p>わが国では、公私年金を通じて、年金課税は消費所得基準の理想税制が望ましい。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 拠出世代と受給世代の関係で、拠出世代の負担軽減を図りうる。</li> <li>② 給付課税は高所得者の年金給付制限で減額できない年金部分(従業員掛金対応分)について、課税最低限を超える高所得にのみ課税することでにより、受給世代に負担を行わせうる。</li> </ol>	<p>吉牟田 熱 「年金課税の将来方向の総合的検討」 (1994, 高齢化社会における社会保険制度に関する検討) 社会保険研究事業 ((財) 長寿社会開発センター)</p> <p>【長期的方向】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 私的年金の掛金に対する社会保険控除の適用</li> <li>・ 公的年金等控除の老年者控除への移し替えによる縮減</li> </ul> <p>・ 拠出世代の保険料負担及び税負担の増大に配慮しその負担の緩和に役立つ。</p> <p>・ 入口非課税・出口課税の基本的方向に向かいつつ、必ずしも社会的弱者でない退職世代に応分の税負担を求める。また、老年者控除への公的年金等控除の定額分の振替えにより、年金所得者の負担を緩和し、老年者の各種所得間の負担のバランスを回復する。</p>
--	--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的年金等控除の私的年金への適用拡大と企業年金・個人年金保険の経費控除の廃止</li> <li>運用収益の即時課税への変更(代替措置として積立金の繰延利子徵収の採用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公私年金課税の同等の取扱い及び制度の簡素化を行う。</li> <li>他の金融商品との課税上のバランスから、各種年金の利子について即時課税が必要。</li> </ul>
【短期的方向】	<ul style="list-style-type: none"> <li>特例適格年金の従業員掛金に対する社会保険料控除の適用</li> <li>公的年金等控除の定額控除の老年者控除への吸収、個人年金の雜所得課税</li> <li>厚生年金基金及び適格年金の目標額を超える積立金に対する特別法人税の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公務員等の職域年金、厚年基金、特例適格年金、国年基金を保険料支払の強制性から同等のものとみる。</li> <li>年金所得者の負担が激増しない形で、出口課税に向かう。</li> <li>特別法人税は事業主掛金に対する従業員給与としての課税繰延べの利子徵収が主体となるので、そのまま継続する。</li> </ul>
和田 八束 「第9章 年金課税のあり方」 (1990 日本の税制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金を課税ベースから除くことも妥当というべきである</li> <li>矛盾を解消するためにには「年金所得」を作るしかない。その際には、企業年金(退職一時金)及び個人年金の一定要件に該当するものを対象にする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「社会保障税」に相当するものとして、税と同じ強制的な公課にはほかならない。また、所得が発生する以前に控除されている「社会保障給付」であり、他の社会保障給付が課税対象とならないのと同様に、課税対象とすることは不合理である</li> </ul>

## **參考資料 2**

**所得階級別 公的年金・恩給受給額階級別 人数分布**

参考資料：所得階級別 公的年金・恩給受給額階級別 人数分布

(単位：千人)

所得額 (万円)	公的年金・恩給受給額 (万円)						所得額 (万円)	公的年金・恩給受給額 (万円)													
	~50	~100	~150	~200	~250	~300	~350	~400	~400~	~50	~100	~150	~200	~250	~300	~350	~400	~400~			
~100	37	19	-	-	-	-	-	-	-	56	182	97	-	-	-	-	-	279			
~200	27	2	14	13	-	-	-	-	-	55	~200	32	39	83	76	-	-	-	230		
~300	24	1	5	7	13	6	-	-	-	56	~300	22	10	13	9	79	50	-	-	181	
~400	21	7	3	4	4	2	-	-	-	41	~400	10	8	10	7	9	8	45	11	-	106
~500	14	1	2	2	1	-	1	-	-	22	~500	1	3	-	1	5	7	4	2	3	24
~600	6	1	1	2	2	-	3	1	-	13	~600	3	6	1	2	4	2	1	1	20	
~700	1	-	-	-	1	-	-	-	-	2	~700	5	3	1	1	3	1	1	2	-	16
~800	2	-	-	-	-	1	1	-	-	4	~800	1	1	-	-	1	1	-	-	-	5
~900	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3	~900	2	2	1	-	-	1	1	3	-	9
~1000	4	-	1	-	-	-	-	-	-	5	~1000	1	2	-	-	-	1	1	1	-	5
~1100	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	~1100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
~1200	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3	~1200	1	-	1	-	-	-	-	-	-	3
~1500	3	1	-	-	-	-	-	-	-	4	~1500	2	-	-	-	1	-	-	-	-	1
~2000	3	-	-	-	-	-	-	-	-	3	~2000	-	-	1	1	-	-	-	-	-	3
2000~	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2000~	3	-	1	-	1	1	1	-	-	8
合計	150	32	25	28	18	12	3	0	1	268	合計	263	169	113	97	99	69	57	20	6	893

所得額 (万円)	公的年金・恩給受給額 (万円)						所得額 (万円)	公的年金・恩給受給額 (万円)													
	~50	~100	~150	~200	~250	~300	~350	~400	~400~	~50	~100	~150	~200	~250	~300	~350	~400	~400~			
~100	167	59	-	-	-	-	-	-	-	227	~100	1,710	740	-	-	-	-	-	2,450		
~200	94	31	67	42	-	-	-	-	-	233	~200	121	124	651	418	-	-	-	1,314		
~300	33	18	6	15	10	-	-	-	-	98	~300	40	29	41	42	249	90	-	-	491	
~400	18	3	4	9	4	3	6	1	-	48	~400	14	12	16	19	12	36	16	-	138	
~500	6	3	1	-	1	-	-	-	-	10	~500	9	3	7	12	8	6	5	3	7	60
~600	7	2	2	-	2	-	-	-	-	13	~600	5	6	3	4	2	1	6	-	27	
~700	6	-	-	-	1	-	-	-	-	7	~700	3	4	3	1	3	1	-	2	17	
~800	7	1	-	-	-	-	-	-	-	7	~800	2	1	2	3	2	-	3	-	1	
~900	4	-	-	-	-	-	-	-	-	4	~900	2	1	1	3	-	-	1	-	7	
~1000	2	-	2	-	-	-	-	-	-	4	~1000	2	4	-	1	3	-	1	-	11	
~1100	3	-	-	1	-	-	-	-	-	4	~1100	1	-	-	-	-	-	1	-	2	
~1200	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2	~1200	1	1	-	-	-	-	1	-	5	
~1500	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	~1500	-	1	2	1	-	-	-	-	4	
~2000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	2000~	3	-	-	1	1	-	-	-	5	
合計	349	118	82	67	22	13	6	1	0	659	合計	1,914	927	727	505	282	109	51	20	13	4,548